

なんでやねん

發行責任者 倉橋 忠

No. 4 9

『あたらしい憲法のはなし』に こめられた思い

日本国憲法の「戦争の放棄」・「平和主義」

に ほくこくしんぽう だいに しやう せんそう ほうき
日本国憲法は、「第二章 戦争の放棄」として
しやう お へい わし ゆぎ かくべつ あつか きてい
章を置いて「平和主義」を格別の扱いで規定す
る。そして、第9条で りくかういっくう た せんりよく
「陸海空軍その他の戦力
は、これを保持しない」と定めている。これほど
てつてい へい わし ゆぎ せんげん くに せいかいじゆう
徹底した「平和主義」を宣言している国は世界 中
でも ほんの くに
日本の国だけである。

この「戦争の放棄」・「平和主義」が定められた意味は、「前文」にも記されているが、憲法が制定された頃の人々の意を知るために、ふたたび文部省（現在の文部科学省）が1947年（昭和22年）8月に発行した教科書『あたらしい憲法のはなし』

「六 ^{せんそう}戦争の^{ほうき}放棄

みなさんの中には、こんどの戦争に、おとうさんやにいを
おく送りだされた人も多いでしょう。ごぶじにおかえりになったで
しょうか。それともとうくおかえりにならなかったでしょう。ま
た、くうしゅうで、家やうちの人を、なくされた人も多いでし
ょう。いまやつと戦争はおわりました。^{にど}二度とこんなおそろしい、
かなしい思いをしたくないと思いませんか。こんな戦争をして、
日本の国はどんな利益^{りえき}があつたでしょう。何もありません。ただ、おそろしい、か
なしいことが、たくさんおこっただけではありません。戦争は人間をほろぼすこと
です。世の中のよいものをこわすことです。だから、こんどの戦争をしかけた国には、
大きな責任があるといわなければなりません。このまえの世界戦争のあとでも、もう
戦争は二度とやるまいと、多くの国々ではいろいろ考えましたが、またこんな大戦争
をおこしてしまったのは、まことに残念なことではありませんか。

第二章 戦争の放棄

第九

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



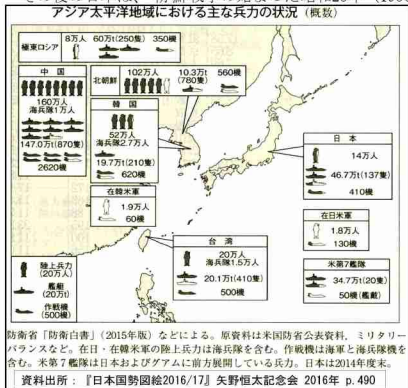
そこでこんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました。その一つは、^{へいたい}兵隊も^{ぐんかん}軍艦も^{ひこうき}飛行機も、およそ戦争をするためのものは、いっさいもたないということです。これからさき日本には、^{りくぐん}陸軍も^{かいぐん}海軍も^{くうぐん}空軍もないのです。これを戦力の放棄といいます。「放棄」とは「すててしまう」ということです。しかしみなさんは、けっして心ばそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです。^よ世の中に、^{なか}正しいことぐらい強いものはありません。

もう一つは、よその国と^{あらそ}争いごとがおこったとき、けっして戦争によって、相手をまかして、じぶんのいいぶんをとおそうとしないということをきめたのです。おだやかにそうだんをして、きまりをつけようというのです。なぜならば、いくさをしかけることは、げつきよく、じぶんの国をほろぼすようなはめになるからです。また、戦争とまでゆかすとも、国の力で、^{あいて}相手をおどすようなことは、いっさいしないことにきめたのです。これを戦争の放棄というのです。そうしてよその国となかよくして、世界中の国が、よい友だちになってくれるようにすれば、日本の国は、さかえてゆけるのです。

みなさん、あのおそろしい戦争が、二度とおこらないように、また戦争を二度とおこさないようにいたしましょう。」(p.16-p.18)

敗戦直後の国民の思いが、日本国憲法として実現し『あたらしい憲法のはなし』も中学生に、「戦争の放棄」について熱い思いを伝えた。

その後の日本は、朝鮮戦争の始まった昭和25年(1950)に日本の警察力の増強
アジア太平洋地域における主な兵力の状況(概数)



を目的に、警察予備隊を組織した。それは昭和27年に保安隊に改編され、そして昭和29年に自衛隊となった。歴代の政府は「憲法は自衛権までは放棄していない。

自衛するための実力は認められる」としてきた。それに対して、「自衛隊は憲法に違反する」とする立場とが対立しているのが日本の平和主義の状況である。